

富士市教育委員会 10月

定例会
臨時会会議録
(令和7年)

開催日

令和7年10月21日 火曜日
 開会 15時 20分
 閉会 16時 18分

会議場

中央図書館
 2階視聴覚室

出席委員の氏名

教育長	太田 桂	委 員	塩谷 知一
教育長職務代理者	和久田 恵子	委 員	保科 悅久
委 員	松田 靖子		

出席職員等の氏名

教育次長	味岡 俊雄	青少年相談センター所長	田中 亘
教育総務課調整主幹	清聰美	教育研修・特別支援教育センター所長	若月 佳妙
学校教育課長	若田 泰一	文化財課長	植松 良夫
学務課長	鈴木 秀江	博物館長	石川 武男
社会教育課長兼青少年教育センター所長	渡辺 哲成	教育総務課参事補	寺内 浩二
中央図書館長	桑原 正壽	教育総務課主幹	遠藤 綱輝
富士市立高等学校事務長	榎俊英	教育総務課指導主事	瀧南
		教育総務課指導主事	遠藤 真輝
			傍聴人なし

議題（動議）及び議事の大要

（議案）

- 議第38号 令和7年度教育委員会所管11月補正予算について
- 議第39号 富士市附属機関設置条例の一部改正について
- 議第40号 富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会規則の一部改正について
- 議第41号 富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について
- 議第42号 富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について
- 議第43号 富士市立高等学校学則の一部改正について
- 議第44号 富士市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について
- 議第45号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について

作成者 遠藤真輝

署名人

「開会」

教育長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから教育委員会会議、10月定例会を開会します。

「会議録の承認」

教育長

会議に入る前に、前回の9月定例会会議録の承認を行います。会議録については、既にお目通しのことだと思います。前回の会議録を原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

(委員から「異議なし」の声あり)

原案のとおり承認することといたします。

「教育次長の報告要旨」

教育長

続きまして、教育次長から報告等がありましたら、お願いします。

教育次長

富士市議会9月定例会が9月9日から10月10日の会期で開催されました。

教育委員会には、5人の議員から6件の質問がありましたが、答弁要旨につきましては、本日配付させていただきましたので、後程、御確認くださいますようお願ひいたします。

「議事の大要」

教育長

これより、議事に入ります。

本日は議決案件8件が提案されておりますので、よろしくお願い致します。

本日の定例会の会議録の署名人を指名いたします。塩谷知一委員と保科悦久委員にお願いします。

教育長

それでは、審議に移ってまいりたいと思います。

初めに、議第38号「令和7年度教育委員会所管11月補正予算について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第38号 令和7年度教育委員会所管11月補正予算について説明する)

教育長

これより、議第38号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。
質問がないようですので、議案についての質疑は終了いたします。
それでは、議第38号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第38号は承認いたしました。
それでは次に、議第39号「富士市附属機関設置条例の一部改正について」
を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第39号 富士市附属機関設置条例の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第39号案に対する質疑を行います。

塩谷委員

今回の改正で、定数を「10人以内」と増やし、連合まちづくり協議会長と未就学児保護者の代表を追加することについては、確かに、今後学校がどうなるかということについて一番关心を持つのは、これからお子さんを持とうとする方や未就学児を持つ御家庭だと思いますので、このような方々を入れて徹底的に議論していただきたいと思います。

ちなみに、未就学児保護者の代表は、任命に至るまでどのような形で選任していくのでしょうか。例えばどこかの団体に依頼するのか等、その辺りの具体的な考えを教えていただければと思います。

教育総務課調整主幹

現段階では、特定のどなたかに決めているということはございません。公立の保育園・幼稚園のPTA関係者、若しくは園長からの推薦で任命させていただくこと等を検討しています。

塩谷委員

分かりました。おそらくそうした団体を通じて推薦されるのかなと思ったのですが、それに加えて市PTA連、小学校・中学校の保護者の方々もいるということなのですね。子育て世帯の意見をしっかりと受け止めつつ議論していただけだと思います。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に

に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第39号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第39号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第40号「富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第40号 富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会規則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第40号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第40号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第40号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第41号「富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第41号 富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第41号案に対する質疑を行います。

保科委員

説明にありました「指導改善研修被認定者」の方とは、どれくらいの人数の方がいらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長

県費負担教職員の場合、数年に1人いるかいないかといった状況です。
対象の方がいる場合、2か月前に「あなたの勤務状態について観察します」

と宣言して、2か月間の調査をします。その後、審議会に出して認定されると6か月、延長があれば最大1年間の指導改善研修を受けることになります。

現在、こうした資質能力に課題のある指導力不足の教員は、富士市にはおりません。

富士市立高等学校事務長

学校長にも確認しましたが、これまでのところ、市立高校で対象となった教員はありません。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第41号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第41号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第42号「富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第42号 富士市立高等学校授業料等に関する条例の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第42号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第42号案は原案のとおり承認してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第42号案は承認いたしました。

それでは、次に、議第43号「富士市立高等学校学則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

教育総務課調整主幹の説明

(議第43号 富士市立高等学校学則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第43号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。
それでは、議第43号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第43号案は承認いたしました。
それでは、次に、議第44号「富士市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

中央図書館長の説明

(議第44号 富士市立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第44号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。
質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。
それでは、議第44号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第44号案は承認いたしました。
それでは、次に、議第45号「富士市立博物館条例施行規則の一部改正について」を取り上げますので、事務局の説明をお願いします。

博物館長の説明

(議第45号 富士市立博物館条例施行規則の一部改正について説明する)

教育長

これより、議第45号案に対する質疑を行います。いかがでしょうか。

塩谷委員

こうした方々にも利用促進を図ることができますし、異論はありません。
ところで、この施行規則の一部改正は、どういう形で広報・啓発をされていくのでしょうか。改正されただけでは、意外に多くの方が知らないままになってしまう事も考えられると思いますので、どのように広報し周知させていこうとお考えですか。

博物館長

実は、特別展観覧料を徴収した実績というのは最初の時期だけでございまして、ここ十数年は無料となっており、徴収しておりません。

ただし、特別展観覧料については、今後例えば国の重要文化財や国宝等をお借りした場合には、費用的に賄えないことが想定され、特別展観覧料の設定をしなければならないと考えています。

これにつきましては、やはり市のホームページやSNS等だけではなくて、広報等でも周知させていただくことを考えています。

塩谷委員

承知しました。多くの方が利用できるよう、ぜひ広報していただければと思います。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。質問がないようですので、議案に対する質疑は終了いたします。

それでは、議第45号案は原案のとおり承認してよろしいですか。
(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議なしと認め、議第45号案は承認いたしました。

これをもちまして、本日の審議事項は全て終了致しました。

引き続き、各課等の予定事項をお願いします。

教育総務課調整主幹、学校教育課長、学務課長、社会教育課長、文化財課長、中央図書館長、富士市立高校事務長、教育研修・特別支援教育センター所長、青少年相談センター所長、博物館長の順で説明

教育長

ただ今、説明のありました各課の予定事項につきまして、何か御質問がございますか。

保科委員

先月の定例会で挙げさせていただいた読書感想文に関する報告をありがとうございました。

本日の教育委員研修でもテーマでありましたように、読書感想文というものは探究学習として非常に有意義なものだと考えております。ぜひ今後とも盛り上げていただきたい、県や国で高い評価をいただけるような作品をたくさん輩出していただきたいと願っています。よろしくお願いします。

教育次長

議案書において訂正がございましたので御報告いたします。

訂正内容は議第45号「富士市立博物館条例施行規則の一部改正」の施行日についてです。43ページでは、施行期日等は「公布の日」とされていますが、44ページの改正では「令和8年1月1日から施行する。」となっております。

「障害者基本法」の法改正は平成23年に、また「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の法改正は平成25年にされていて、「公布の日」が正しいと考えられます。修正してお詫び申し上げます。

教育長

他に御質問はございませんでしょうか。ないようですので、次回の教育委員会会議の日程を申し上げます。

11月21日(金曜日)午後1時30分から、消防防災庁舎3階作戦指令室兼会議室にて、教育委員会会議を開催いたしますので、よろしくお願ひ致します。

本日は、長時間にわたり御審議いただきありがとうございました。これをもちまして、本日の公開分の定例会を閉会とさせていただきます。皆様、お疲れ様でした。